

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	古河駅東部土地区画整理審議会
設置の根拠法令	土地区画整理法第 56 条第 1 項
設 置 年 月 日	平成 10 年 8 月 10 日
主 な 審 議 内 容	<p>審議会は、土地区画整理法で定められた重要な事項について、施行者から提出された諮問に対して意見を述べたり、同意を与えたりすることです。その主な事項は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 審議会の意見を聴かなければならない事項 <ul style="list-style-type: none"> 換地計画の作成及び縦覧に供された換地計画についての意見書の審査（法第 88 条第 6 項） 換地計画の変更及び縦覧に供された換地計画の変更についての意見書の審査（法第 97 条第 3 項） 仮換地の指定（法第 98 条第 3 項） 減価補償金の交付額の決定（法第 109 条第 2 項） 審議会の同意を得なければならぬ事項 <ul style="list-style-type: none"> 評価員の選任（法第 65 条第 1 項） 保留地の決定（法第 96 条第 3 項） 換地計画において特別の宅地について特別の定をする場合（法第 95 条第 7 項） 宅地地積の適正化のため過小宅地の基準となる地積の決定（法第 91 条第 2 項） 借地地積の適正化のための決定（法第 92 条第 3 項、第 4 項） 換地及び借地権の立体化に関する決定（法第 93 条第 1 項、第 2 項）
会議の開催予定	随時
委員の任期	平成 30 年 8 月 10 日～令和 5 年 8 月 9 日（5 年間）
委員数（定数）	15 人（15 人）
委員の職及び氏名	<p>土地区画整理法第 58 条の選出基準により、</p> <p>地権者 11 人 借地権者 1 人 学識経験者 3 人 計 15 人で組織する</p> <p>※委員名は公表しておりません</p>
問合せ先（事務局）	古河市役所 都市建設部 区画整理課 計画推進係 古河市仁連 2065 T E L 0280-76-1511（代）
備 考	